

令和2年度答申第38号
令和2年9月24日

諮問番号 令和2年度諮問第41号（令和2年9月9日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 中小企業退職金共済法10条5項に基づく退職金減額認定処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、X（以下「審査請求人」という。）が、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）10条5項の規定に基づき、退職した被共済者（以下「本件被共済者」という。）については、その退職が本件被共済者の責めに帰すべき事由によるものであり、退職金を減額して支給することが相当である旨の認定申請（以下「本件申請」という。）をし、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が本件申請どおり認定する処分（以下「本件認定処分」という。）をしたことを受けて、審査請求人が本件被共済者の退職金の減額割合を100分の30とするとの申出をしたものの、本件被共済者による新たな不正が発覚したことにより、今後、審査請求人の被害が拡大することから、上記申出の退職金の減額割合では不服であるとして、本件認定処分の取消しを求めて審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 中小企業退職金共済法10条1項は、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）は、被共済者（事業主が機構との間で締結した退職金共済契約（事業主が機構に掛金を納付することを約し、機構がその事業主の雇用する従業員の退職について退職金を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）に基づき、機構がその者の退職について退職金を支給すべき者をいう。以下同じ。）が退職したときは、その者に退職金を支給すると規定し、同条5項は、被共済者がその責めに帰すべき事由により退職し、かつ、共済契約者（退職金共済契約の当事者である事業主をいう。以下同じ。）の申出があった場合において、「厚生労働省令で定める基準」に従い厚生労働大臣（処分庁）が相当であるとの認定（以下「退職金減額認定」という。）をしたときは、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、退職金を減額して支給することができる」と規定している。
- (2) 上記(1)の「厚生労働省令で定める基準」（以下「退職金減額の認定基準」という。）については、中小企業退職金共済法施行規則（昭和34年労働省令第23号）18条が次の各号のとおりとすると規定し、同条3号には、「正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したこと又は雇用契約に関し著しく信義に反する行為があつたこと。」が掲げられている。
- そして、中小企業退職金共済法施行規則は、退職金減額の手続について、次のとおり規定している。
- ア 共済契約者は、退職金減額認定を受けようとするときは、被共済者の退職事由が退職金減額の認定基準に該当するものであることを明らかにした退職金減額認定申請書を処分庁に提出しなければならない（21条1項）。
- イ 共済契約者は、退職金減額の申出をするときは、退職金減額の理由となるべき退職事由、減すべき退職金の額等を記載した退職金減額申出書に退職金減額認定があつたことを証する書類を添付して機構に提出しなければならない（20条1項）。
- ウ 機構は、共済契約者が申し出た額によって、退職金の減額を行う。ただし、機構は、共済契約者が申し出た額による退職金の減額が被共済者にとって過酷であると認めるときは、減すべき額を変更することができる（19条1項、3項）。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、本件被共済者が担当していた住宅新築工事（以下「本件工事」という。）において金融機関の融資証明を偽造して審査請求人に本件工事を着工させたことは審査請求人の就業規則所定の懲戒事由（具体的には、6章3条(5)（「故意に業務の能率を阻害し、また業務の遂行を妨げたとき」）、(13)（「業務上の指揮命令に違反したとき」）及び(16)（「故意、または過失により法令に違反し、または刑法上の処分を受け、若しくはそれに類する不法行為があったとき」））に該当するとして、平成30年12月29日付けで、本件被共済者に諭旨退職の懲戒処分をし、これにより、本件被共済者は、退職した。

（経営会議議事録（2018年11月29日）、従業員就業規則）

(2) 審査請求人は、平成30年12月29日付けで、中小企業退職金共済法施行規則21条1項の規定に基づき、処分庁に対し、本件被共済者については、その退職が本件被共済者の責めに帰すべき事由によるものであり、退職金を減額して支給することが相当である旨の認定申請（本件申請）をした。

（退職金減額認定申請書）

(3) 処分庁は、平成31年2月7日付けで、審査請求人に対し、本件被共済者については、その退職が本件被共済者の責めに帰すべき事由によるものであり、退職金を減額して支給するのが相当である旨の認定処分（本件認定処分）をした。

（退職金減額認定申請書の認定欄）

(4) 審査請求人は、平成31年2月18日、中小企業退職金共済法施行規則20条1項の規定に基づき、機構に対し、本件被共済者の退職金の減額割合を100分の30とするとの申出をした。

（退職金減額申出書）

(5) 審査請求人は、本件被共済者による新たな不正が発覚したことにより、今後、審査請求人の被害が拡大することから、上記(4)で申し出た退職金の減額割合では不服であるとして、平成31年4月4日、審査庁に対し、本件認定処分の取消しを求めて本件審査請求をした。

（審査請求書）

(6) 機構は、令和2年8月4日に本件被共済者がした退職金請求に対し、上記(4)の申出を相当と認め、本件被共済者の退職金を100分の30減額して支給することを決定し、その旨を同月27日付けで本件被共済者に通知し

た。

(「退職金の支給について(ご通知)」と題する書面)

(7) 審査庁は、令和2年9月9日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

本件被共済者が担当していた別の工事(以下単に「別の工事」という。)において、本件被共済者による新たな不正が発覚し、今後、審査請求人の被害が拡大することから、更に大きな退職金の減額率を求めるため、本件認定処分取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

処分庁は、本件被共済者が、本件工事において金融機関の融資証明を偽造して審査請求人に本件工事を着工させ、平成30年12月29日付けで諭旨退職の懲戒処分を受けて退職したことから、中小企業退職金共済法施行規則18条3号に規定する「正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱した」と認められるとして、審査請求人に対し、平成31年2月7日付けで、本件認定処分をした。

審査請求人は、本件被共済者が、別の工事において、審査請求人に報告することなく、顧客との間で合計320万円の値引きをする覚書を交わしていたこと(以下「新たな非違行為」という。)が平成31年1月に判明したため、今後、審査請求人の被害が拡大することから、更に大きな退職金の減額率を求めるため、本件認定処分を取り消すことを求めている。

懲戒当時に使用者が認識していなかった非違行為については、特段の事情のない限り、当該懲戒の理由とされたものでないことが明らかであるから、上記非違行為の存在をもって当該懲戒の有効性を根拠付けることはできないと解するのが相当である。本件認定処分は、上記のとおり、本件被共済者による金融機関の融資証明の偽造を理由とする懲戒処分について行われたものであり、このことは、処分庁による審査請求人に対する電話聴取においても確認されているから、上記懲戒処分後に判明した新たな非違行為は、上記懲戒処分の理由には含まれず、本件被共済者は新たな非違行為により退職したということはない。

よって、審査請求人の上記主張は、本件認定処分の妥当性を否定するものではない。

したがって、本件認定処分は違法又は不当なものとはいえないから、本件審査請求は棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付	: 平成31年4月4日
審査請求の補正書の提出	: 令和元年6月7日
審理員の指名	: 同年10月11日 (補正書の提出から約4か月)
反論書の提出期限	: 同年12月15日
審理員意見書の提出	: 令和2年6月3日 (反論書の提出期限から約5か月半)
本件諮問	: 同年9月9日 (審理員意見書の提出から約3か月、 本件審査請求の受付から約1年5 か月)

- (2) そうすると、本件では、審査請求人からの審査請求の補正書の提出から審理員の指名までに約4か月を要するとともに、反論書が提出されずにその提出期限を徒過してから約5か月半を経過した後に審理員意見書が提出され、審理員意見書の提出から本件諮問までに約3か月を要した結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約1年5か月もの長期間を要している。

行政不服審査法（平成26年法律第68号）は、簡易迅速な手續の下で国民の権利利益の救済を図ることを目的としている（1条1項参照）から、本件審査請求の受付から本件諮問までに上記のような長期間を要したことは、同法の目的にもとるものというほかない。審査庁においては、審理手續の迅速化を図るため、審査請求事件の進行管理の仕方を改善する必要がある。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件認定処分の違法性又は不当性について

- (1) 中小企業退職金共済法10条5項及び中小企業退職金共済法施行規則18条によれば、被共済者がその責めに帰すべき事由により退職した場合であって、その退職事由が退職金減額の認定基準に該当するときに、処分庁は、退職金減額認定をすることとされている。

本件において、審査請求人は、本件被共済者が本件工事において金融機関の融資証明を偽造して審査請求人に本件工事を着工させたことは審査請求人の就業規則所定の懲戒事由に該当するとして、本件被共済者に諭旨退職の懲戒処分をし、これにより、本件被共済者は、退職している（上記第1の2の(1)）。そして、上記懲戒事由（退職事由）については、本件被共済者も、これを認めている（「退職金減額認定申請に係る照会について」と題する書面、退職金減額認定申請に係る「回答書」）。

そうすると、本件被共済者の退職については本件被共済者に帰責事由があり、その退職事由が退職金減額の認定基準の一つである中小企業退職金共済法施行規則18条3号（「正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱した事又は雇用契約に関し著しく信義に反する行為」）に該当することは明らかである。

そして、処分庁も、「本件は、中小企業退職金共済法第10条第5項及び中小企業退職金共済法施行規則第18条第3号に該当」するとして、本件認定処分をしている（「退職金減額認定の調査内容について」と題する書面）。

したがって、本件認定処分に違法又は不当な点は認められない。

- (2) なお、審査請求人は、本件被共済者による新たな不正が発覚し、今後、審査請求人の被害が拡大することから、更に大きな退職金の減額率を求めため、本件認定処分の取消しを求めると主張する（上記第1の3）が、本件被共済者による新たな不正が発覚したことは、上記(1)の判断を左右するものではないし、退職金の減額率についての不服は、当審査会の審査の対象外であって、本件とは別の手続（中小企業退職金共済法84条の審査の申立て）で争うべきであるから、審査請求人の上記主張は、失当である。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	中	山	ひ	と
委	員	野	口	貴	公

美